

(お知らせ)

本格除染の発注について (南相馬市)

除染特別地域（環境省が直接除染を行う地域・11市町村）のうち南相馬市について、2月7日に、本格除染の事業者の公募（入札公告）を行いましたので、お知らせいたします。

受注者の決定は5月上旬を予定しており、準備作業を経て仮置場への搬入の準備が整い次第、順次本格除染を始める予定です。

1. 概要

平成24年1月1日に全面施行された「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成23年法律第110号。以下「特措法」という。）により、除染特別地域における除染等の措置等は、特措法第28条に基づき市町村ごとに策定する「特別地域内除染実施計画」に従って進めることとされています。

今般、仮置場の確保や除染工事の発注に必要な情報が整った南相馬市の一部の行政区について、平成24年4月18日に公表した「特別地域内除染実施計画（南相馬市）」（平成24年4月（平成25年12月一部改定））に基づき、本格除染の発注を行うこととなりました。

2. 対象地域

南相馬市のうち環境省が直接除染を行う地域（住環境周りの農地を含む）の一部

※南相馬市小高区中部地区（片草行政区は除く）、小高区東部地区（神山行政区は除く）、原町区（山側は除く）（住宅建物等約6,966棟、舗装道路約103ha、未舗装道路約29ha、農地約573ha、森林約417ha（森林については住宅近傍約20m以内））

3. 入札方式

施工体制確認型の総合評価方式（※）

※ 入札者の施工体制を確認しつつ、価格と技術点を総合的に評価

して落札者を決定する方法。技術点の評価項目としては、新技術の提案、地域配慮、大量の作業員の確実な確保や安全管理の方法を規定。

4. 今後のスケジュール

2月7日(金)	入札公告
3月20日(木)	質問提出期限
4月3日(木)	入札参加資格等の申請書等の提出期限
4月14日(月)	参加資格確認結果の通知
4月23日(水)	入札書の提出期限
4月23日(水)	開札

※ 開札後、施工体制の確認等を経て、落札者を決定し契約します。その後準備を行い、除染の同意をいただけたところから順次除染作業に着手します。

<問合先> 福島環境再生事務所 代表：024-573-7330 放射能汚染対策課長：加藤 聖 室長：水原 健介 担当：百瀬 嘉則
